

消費者物価指数平成 22 年（2010 年）基準改定について

大澤 朗子[†]

Outline of the 2010-Base Revision of the Consumer Price Index

OHSAWA Akiko

目 次

はじめに

I 主な改定内容

II 平成 17 年基準指数と平成 22 年基準指数の比較

はじめに

消費者物価指数は、全国の世帯が購入する財及びサービスの価格変動を総合的に測定し、物価の変動を時系列的に把握することを目的として、昭和 21 年 8 月に作成を開始し¹、現在、統計局において毎月作成・公表しているものである。

我が国の消費者物価指数は、物価変動を正確に把握するため、国際労働機関（ILO）などの作成する国際基準に基づき、世帯が購入する財及びサービスの種類（品目）や購入割合（ウェイト）をあらかじめ設定し、該当の商品・サービスの価格をこのウェイトで加重平均することによって算出している。この方法は、物価変動以外の要素をできるだけ排して、純粋な物価変動を捉える上で優れているが、世帯の消費構造は新たな財及びサービスの出現や嗜好の変化などによって変化するため、消費構造を長い期間固定すると次第に実態と合わなくなる。そのため、指数値が 100 となる基準の年を変更（今回は、平成 17 年から平成 22 年に変更）し、これと併せて、消費者物価指数の枠組み（品目・ウェイトなど）を見直す「基準改定」を、5 年に 1 回、西暦年の末尾が 0 又は 5 の年に行っている²。

今回の基準改定のポイントとして、以下の点を重視して作業を進めてきた。

- 平成 22 年基準指数（平成 17 年基準指数（公表済みの平成 22 年 1 月分～平成 23 年 6 月分）を平成 22 年基準で作成した指数）やウェイトなどの事前公表
- 民営家賃指数の計算方法の見直し
- 公表系列及び分類項目の改定（「世帯主 60 歳以上の無職世帯」の支出構成に基づく指数の追加など）

平成 22 年基準指数の公表については、基準改定に先立って、利用者に理解をより深めていただくため、「消費者物価指数平成 22 年（2010 年）基準改定計画」（平成 22 年 11 月 26 日公表）、「平成 22 年基準におけるウェイト及びモデル品目の計算方法」（平成 23 年 7 月 8 日公表）、平成 17 年基準指数（公表済みの平成 22 年 1 月分から平成 23 年 6 月分）を平成 22 年基準で作成した指数及び接続指数（平成 23 年 8 月 12 日公表）などについて事前公表を行った。

また、平成 23 年 8 月 26 日から、平成 22 年基準指数（全国、東京都区部（中旬速報値））を毎月公表しており、その結果は統計局ホームページ、政府統計の総合窓口（e-Stat）などにおいて入手することができる。

今回の基準改定による影響としては、月によって若干の違いがあるが、例えば平成 23 年 6 月分（全国）の前年同月比を見ると、総合では 0.2%（平成 17 年基準）から -0.4%（平成 22 年基準）と 0.6 ポイント低下した。（生鮮食品を除く総合では 0.4%から -0.2%と 0.6 ポイント低下した。）

過去の改定を見ると（表 1 参照）、改定前の旧基準に比べて改定後の新基準の前年比は縮小（前年比がマイナスの場合はマイナス幅が拡大）し、その縮小幅は年を追うにつれて拡大する傾向にある。これは、消費や流通の移り変わりが早くなっていることや、物価変動の大きさが相対的に小さくなっていることが影響していると考えられる。

¹ 総理庁統計局により開始された。当時は「消費者価格調査」（家計調査の前身）から得られる実効価格（統制価格とヤミ価格を購入数量で加重平均した価格）を用い、フィッシャー型の算式で指数が作成された。その後、昭和 24 年 8 月に大幅な改定が行われ、昭和 21 年 8 月までさかのぼって改算された（ラスパイレス型の算式）。次いで、昭和 26 年 1 月分からは「小売物価統計調査」に基づく指数が作成されている。

² 平成 22 年 4 月に、統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 28 条第 1 項の規定に基づき、統計法第 2 条第 9 項に規定する統計基準として、「指数の基準時に関する統計基準（平成 22 年 3 月 31 日付 総務省告示第 112 号）」が新たに設定された。「指数の基準時は、5 年ごとに更新することとし、西暦年数の末尾が 0 又は 5 である年とする。」と記載されている。

表 1 「総合」及び「生鮮食品を除く総合」の前年比における新旧基準での差（全国）

基準改定	総合			生鮮食品を除く総合		
	旧基準での前年比 (%)	新基準での前年比 (%)	差 (ポイント)	旧基準での前年比 (%)	新基準での前年比 (%)	差 (ポイント)
昭和 55 年基準 →昭和 60 年基準	0.6	0.6	0.0	0.8	0.8	0.0
昭和 60 年基準 →平成 2 年基準	3.3	3.3	0.0	2.9	2.9	0.0
平成 2 年基準 →平成 7 年基準	0.3	0.1	0.2	0.3	0.2	0.1
平成 7 年基準 →平成 12 年基準	-0.5	-0.7	0.2	-0.6	-0.8	0.2
平成 12 年基準 →平成 17 年基準	0.7	0.3	0.4	0.5	0.1	0.4

(注) 新基準での基準年の翌年（基準が切り替わる年）について、新旧基準双方の前年比を計算して比較した。

民営家賃指数の計算方法の主な見直しとしては、転出時の保合（もちあい）処理の導入が挙げられる。平成 17 年基準の民営家賃指数の計算式においては、世帯が転出して空き家になった場合に、指数に大きな影響が出ることがあった。これは、調査市町村内の平均価格より非常に高い（または安い）家賃の世帯が転出し、調査世帯数が少なくなることに伴い、調査市町村内の平均家賃が変動するためである。そこで、平成 22 年基準では、世帯が転出して空き家になった場合には、次の入居があるまでの間、従前の価格のままサービスが継続しているとみなす保合処理を導入した。

公表系列及び分類項目の主な改定としては、「世帯主 60 歳以上の無職世帯の指数³」の追加が挙げられる。これは、少子高齢化の進展により、高齢者は最も重要な政策ターゲットになっており、また、高齢者の消費パターンは若い世代と顕著な差異が見られることから、高齢者に着目した物価指数として、新たに追加したものである。

本稿では、今回の基準改定のポイントを中心に、追加系列（世帯主 60 歳以上の無職世帯指数）など主な改定内容について紹介する。また、平成 22 年基準と平成 17 年基準の比較として、新旧指数の動きと変動の要因についても、併せて紹介する。

³ 「世帯主 60 歳以上の無職世帯指数」の追加については、2010 年度統計関連学会連合大会（2010 年 9 月）及びオタワグループ 2011（2011 年 5 月）において報告している。

I 主な改定内容

基準改定の概要

- ・ 指数基準時の改定（平成 17 年=100 → 平成 22 年=100）
- ・ ウェイトの改定（平成 17 年平均 → 平成 22 年平均）
- ・ 指数品目の改定（593 品目 → 588 品目）
- ・ 公表系列及び分類項目の改定
- ・ 民営家賃やモデル式を用いる品目の指数計算方法の見直し

1 指数基準時の改定

指数の基準時及びウェイトの参照年次を、それぞれ平成 17 年から平成 22 年に改めた。

消費者物価指数は時間の経過による物価の動きを見るものであるため、基準時及びウェイトの改定により過去にさかのぼって比較が可能となるように、平成 21 年 12 月以前の過去の指数を平成 22 年基準に合わせて換算し、接続した（新・旧指数の接続）。

新・旧指数の接続は、地域及び総合、類、品目ごとに行った（接続した指数による上位類指数の再計算は行わない。）。計算は、各基準の指数を次の基準時に当たる年の年平均指数で除した結果を 100 倍することにより行った。

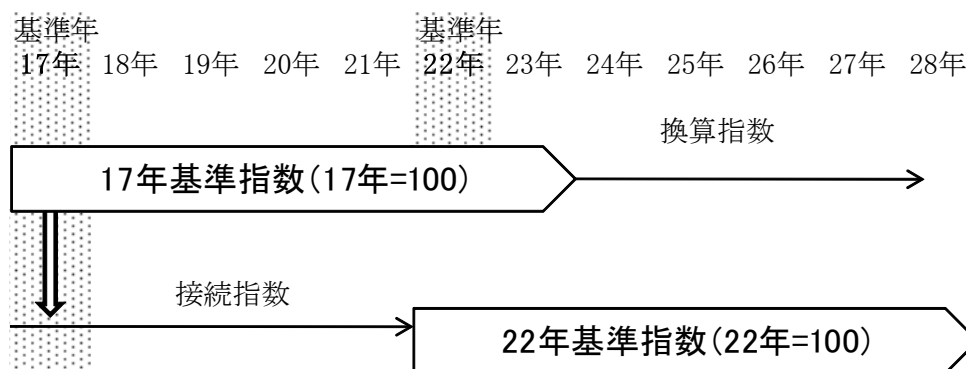
（例）平成 17 年基準を平成 22 年基準に接続する場合

平成 22 年基準の y 年 m 月 接続指数

$$= (\text{平成 17 年基準の y 年 m 月 指数} \div \text{平成 17 年基準の平成 22 年平均指数}) \times 100$$

変化率については、接続した指数により再計算することなく、各基準において公表した値をそのまま用いている。また、基準時（平成 22 年）の 1～12 月の前年同月比などについても、旧基準（平成 17 年）の指数によって計算したものを用いている。

なお、平成 17 年を基準時とする他の経済指標との関連など利用上の便を図るため、平成 17 年基準指数は平成 23 年 12 月分まで作成・公表し、その後、平成 27 年基準指数の公表前までは、平成 17 年基準指数の平成 22 年平均指数に、以後の各月の平成 22 年基準指数を乗じた値を 100 で除して算出した平成 17 年基準換算指数を作成・公表する。



2 品目の改定

指数品目について、家計消費支出における重要度が高くなった品目を追加し、重要度が低くなった品目を廃止した。

この結果、平成 22 年基準指数に用いる品目数は、588 品目（沖縄県のみで調査する 5 品目を含む。）となった⁴。

[追加] 28 品目 [廃止] 22 品目（沖縄県のみで調査していた 3 品目を含む。）

[統合] 15→4 品目 [名称変更] 42 品目 [調査期間変更] 14 品目

平成 22 年基準において改定した品目は別添 1 のとおりである。

なお、基準改定の後に、次回の基準改定までの間に急速な普及や衰退のあった財及びサービスについては、指数の精度をより高めるため、次の基準改定を待たずに新たな品目の追加などが必要かどうか検討する（中間年における見直し）。

<追加品目の選定基準>

- (1) 新たな財・サービスの出現及び普及、嗜好の変化などの消費構造の変化に伴い、家計消費支出上重要度が高くなった品目
 - (2) 中分類指数の精度の向上及び代表性の確保に資する品目
 - (3) 円滑な価格収集が可能で、かつ、価格変化を的確に把握できる品目
- 以上の(1)～(3)の基準をすべて満たす品目を追加品目とする。

<廃止品目の選定基準>

- (1) 消費構造の変化などに伴い、家計消費支出上重要度が低くなった品目
 - (2) その品目がなくても、中分類指数の精度や代表性が確保できる品目
 - (3) 円滑な価格収集が困難となった又は価格変化を的確に把握できなくなった品目
- 以上の(1)～(3)の基準の一つでも該当すれば廃止品目とする。ただし、その場合であっても、中分類の精度を損なうと考えられれば、廃止品目としない。

3 ウェイトの改定

平成22年基準の消費者物価指数の計算に用いるウェイトは、原則として家計調査（二人以上の世帯）の平成22年平均1か月間の1世帯当たりの品目別消費支出金額を基に作成した。ただし、生鮮食品（生鮮魚介、生鮮野菜、生鮮果物）は、品目ごとに月々の購入数量の変化が大きいため、平成22年の品目別消費支出金額のほか、平成21年及び22年の月別購入数量を用いて、月別に品目別ウェイト（生鮮魚介、生鮮野菜、生鮮果物の類ウェイトについては毎月一定）を作成した。

家計調査の「こづかい」、「つきあい費」などについては、平成21年全国消費実態調査における「個人消費支出」の結果を用いて他の品目に配分した。また、持家の帰属家賃のウェイトは、平成21年全国消費実態調査の「持家の帰属家賃」を用いて作成した。

4 モデル式を用いる品目の指数計算方法の見直し

航空運賃や電気代、携帯電話通信料などの一部の品目は、料金体系が多様で価格も購入条件によって異なる。これらの品目については、価格変動を的確に指数に反映させるため、品目ごとに典型的な利用事例をモデルケースとするなどにより設定した計算式（モデル式）を用いて

⁴ 平成 17 年基準指数に用いる品目数は 593 品目（沖縄県のみで調査する 8 品目を含む）

月々の指数を算出している。指数の算出には小売物価統計調査による調査価格のほか、モデルケースごとの価格を合成する際の比率などについては他の統計などを用いる。

このモデル式により指数を作成している品目（以下「モデル品目」という。）のうち、料金制度や価格体系が一層多様化している一部の品目について、実態をより正確に指数に反映できるように計算方法を見直した。

5 民営家賃指数の計算方法の見直し

民営家賃指数は、調査市町村ごとに調査区内の民営借家をすべて調査し、うち居住世帯について「木造小住宅」、「木造中住宅」、「非木造小住宅」、「非木造中住宅」の4区分に分け、区分ごとに当該市町村の家賃総額と総延面積から求めた3.3㎡当たりの家賃を用いて指数を計算しており、平成17年基準では、4区分それぞれを1品目として公表していた。

平成22年基準では次の2点を変更した。

(1) 転出時の保合（もちあい）処理の導入

平成17年基準の計算式においては、世帯が転出して空き家になった場合に、標本数が少なくなることに伴い調査市町村内の平均家賃が変動し、指数に大きな影響が出ることがあった。

この影響を除外するため、世帯が転出して空き家になった場合には、次の入居があるまでの間、従前の価格のままサービスが継続しているとみなす「保合（もちあい）処理（当月家賃が調査できなくなった世帯について、前月の家賃を当月のものとして継続する処理）の手法」を新たに導入した。

(2) 4区分（木造小住宅、木造中住宅、非木造小住宅、非木造中住宅）の構成比の変化への対応

基準時以降の賃貸物件の増減や、世帯の転出入などの変化により、民営家賃の構成比（上記4区分）が基準時から変動することがあり、指数の算出に用いる構成比を基準時に固定すると家賃額の変動が実態よりも指数に大きく影響することがある。

このような影響を軽減できるように、モデル品目として、ウェイトを基準時に固定する品目としては「民営家賃」の1品目とし、民営家賃の4区分の構成比については実情に応じて見直しを行うことができるようにした。

なお、計算過程としてはこれまでと同様に従来の民営家賃の4区分（木造小住宅、木造中住宅、非木造小住宅、非木造中住宅）ごとの指数を計算後、それを合わせて民営家賃指数を作成する。

「持家の帰属家賃」についても、民営家賃と同様にウェイトを基準時に固定する品目としては「持家の帰属家賃」の1品目とした。

6 品質調整

消費者物価指数は、同質の財及びサービスの価格動向から作成されるべきものであるため、小売物価統計調査において調査する商品の機能、規格、容量などの特性（以下「銘柄」という。）が詳細に規定されている。また、代表性の観点から、調査する商品は消費支出割合の高い銘柄を規定することを前提としている。

しかし、製造中止や商品の出回り状況の変化などにより、銘柄の改正が必要となる場合がある。その際、銘柄の改正前後において、品質変化などの物価変動以外の要因を除去（品質調整）する必要がある。

この品質調整については、オーバーラップ法、容量比による換算、単回帰式を用いた換算、

オプションコスト法、インピュート法、ヘドニック法、直接比較などの様々な手法があるが、このうちから、状況に応じて採用する手法を精査し、各々の品目に最も適した手法を選択する。

7 公表系列及び分類項目の改定⁵

(1) 基本分類指数

都市階級別の指数は、「小都市B」（人口5万未満の市）と「町村」を統合し、一つの区分とした。また、「6大都市」及び「全都市」を廃止した。

(2) 財・サービス分類指数

財区分のうち、工業製品の区分における「大企業性製品」及び「中小企業性製品」については、企業の製品開発の多様化によって明確に区別することが困難となった製品もあることから廃止した。

また、財・サービス分類別掲項目に、民営家賃（木造）、民営家賃（非木造）、持家の帰属家賃（木造）及び持家の帰属家賃（非木造）を追加した。

(3) 世帯属性別指数

世帯主60歳以上の世帯が増加していることから、新たに「世帯主60歳以上の無職世帯」の支出構成に基づく指数を追加した（別添2参照）。また、標準世帯（夫婦と子供2人の4人で構成される世帯のうち、有業者が世帯主1人だけの勤労者世帯）の総世帯に占める割合が小さくなってきたことから「標準世帯」の支出構成に基づく指数を廃止した。

(4) 参考指数

ラスパイレス連鎖基準方式及び中間年バスケット方式の指数は全国のみ作成し、東京都区部の指数については安定的な結果を得られないことから廃止した。

8 平成22年基準指数（平成22年1月分～平成23年6月分）やウエイトなどの事前公表

平成22年基準指数については、基準改定に先立って、利用者に理解をより深めていただくため、基準改定計画、ウエイトやモデル式を用いる品目の計算方法、平成22年基準指数（平成17年基準指数（公表済みの平成22年1月分～平成23年6月分）を平成22年基準で作成した指数）及び接続指数などの事前公表を行った。

公表内容	公表日
・平成22年基準改定計画（案）の意見募集	平成22年7月10日 ～平成22年8月9日
・平成22年基準改定計画（案）の意見募集の結果	平成22年10月29日
・平成22年基準改定計画	平成22年11月26日
・平成22年基準ウエイト ・モデル品目の計算方法	平成23年7月8日
・平成22年基準指数（平成17年基準指数（公表済みの平成22年1月分～平成23年6月分）を平成22年基準で作成した指数） ・接続指数	平成23年8月12日
・平成22年基準指数：全国（平成23年7月分）、東京都区部（平成23年8月分（中旬速報値））	平成23年8月26日

⁵ 公表系列及び分類項目の詳細については、統計局ホームページなどに掲載している。

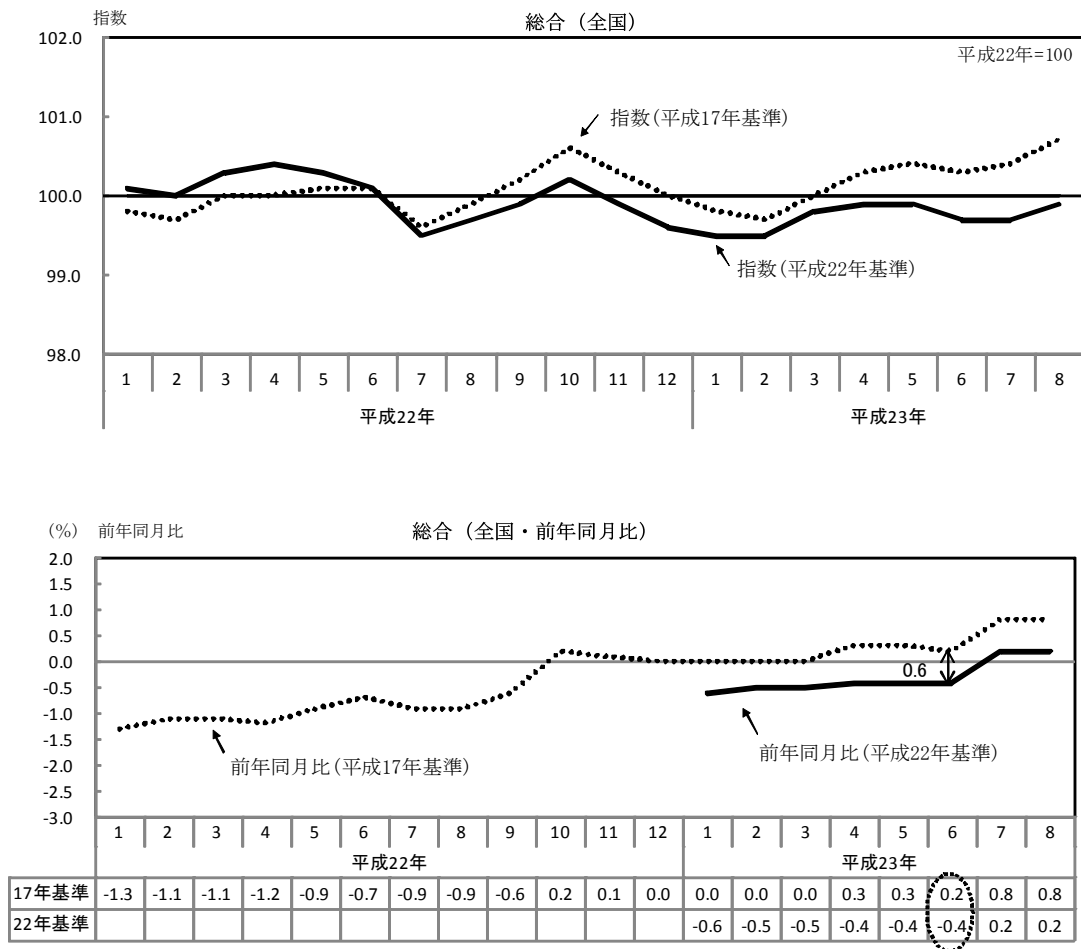
Ⅱ 平成 17 年基準指数と平成 22 年基準指数の比較

1 新旧指数・前年同月比の比較

平成 22 年 1 月以降の全国総合指数について、平成 22 年基準指数（以下「新指数」という。）と平成 17 年基準指数（以下「旧指数」という。）を比較すると、図 1 のとおりである。なお、比較に際しては、旧指数を平成 22 年＝100 に換算している。

新指数の前年同月比⁶については、平成 23 年 6 月結果で 0.4% の下落となり、旧指数（0.2% 上昇）に比べ 0.6 ポイント低下した。

図 1 新旧指数と前年同月比の推移（全国総合）



（参考）平成 22 年の主な物価の動向

- ・ 公立高校授業料及び私立高校授業料の下落（公立高等学校の授業料無償化・高等学校等就学支援金制度の導入：4 月～）
- ・ たばこの上昇（たばこ税の引き上げ：10 月～），傷害保険料の上昇（値上げ：10 月～）
- ・ テレビ（薄型）の下落（家電エコポイント制度の実施：平成 21 年 5 月～平成 23 年 3 月、地上デジタル放送への移行：平成 23 年 7 月）

⁶ 前年同月比などの変化率については、同一の基準で作成された指数間で比較することを基本としているため、基準年に当たる平成 22 年基準の前年同月比は、平成 23 年 1 月から計算できる。

2 新旧指数の前年同月比の差の要因

新指数の前年同月比が旧指数に比べて下がった要因を、10大費目別に寄与度で見ると、表2のようになる（平成23年6月・全国総合指数）。

新旧指数の寄与度の差は、教養娯楽で-0.45ポイント（うち教養娯楽用耐久財で-0.44ポイント）、家具・家事用品で-0.08ポイント（うち家庭用耐久財で-0.07ポイント）、交通・通信で-0.06ポイントであり、これらの費目で総合指数の前年同月比の差-0.6ポイント（図1参照）の大部分を占めている。

表2 新旧指数の10大費目別寄与度（平成23年6月・全国総合指数の前年同月比）⁷

10大費目 (中分類)	ウエイト (万分比)		前年同月比 (%)		寄与度 (前年同月比)		寄与度差 ①-②
	新	旧	新	旧	新①	旧②	
食料	2525	2586	-0.8	-1.0	-0.19	-0.26	0.07
住居	2122	2039	-0.2	-0.3	-0.04	-0.06	0.02
光熱・水道	704	676	3.0	3.3	0.21	0.24	-0.02
家具・家事用品	345	344	-5.1	-3.2	-0.18	-0.10	-0.08
（家庭用耐久財）	121	111	-12.2	-9.1	-0.15	-0.07	-0.07
被服及び履物	405	464	-0.5	-0.2	-0.02	-0.01	-0.01
保健医療	428	448	-0.2	-0.4	-0.01	-0.02	0.01
交通・通信	1421	1392	0.6	1.1	0.09	0.15	-0.06
教育	334	364	0.2	0.1	0.01	0.00	0.00
教養娯楽	1145	1100	-4.6	-0.8	-0.52	-0.08	-0.45
（教養娯楽用耐久財）	171	118	-28.8	-17.4	-0.51	-0.07	-0.44
諸雑費	569	586	5.3	6.6	0.30	0.39	-0.10

（注）前年同月比は月によって変動する。

類	前年同月比（新基準） (%)							
	23年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
家具・家事用品	-5.7	-5.7	-5.4	-5.4	-5.2	-5.1	-4.8	-5.0
交通・通信	0.1	0.1	1.3	1.6	1.1	0.6	1.7	1.9
教養娯楽	-3.7	-4.0	-4.4	-5.7	-4.7	-4.6	-3.6	-3.2

⁷ 変化率、寄与度は端数処理前の指数値を用いているため、公表された指数値を用いて計算した値とは一致しない場合がある。

次に、品目別の寄与度を見る場合、次の式のように寄与度を分解することで、前年同月比に影響を与える主な要因を把握することができる（総合指数の前年同月比は、全品目の寄与度を合算したものと一致する。）。

$$\begin{aligned} \text{品目Aの寄与度} &= \text{Aの前年同月比} \times \frac{\text{Aの前年同月指数}}{\text{総合の前年同月指数}} \times \frac{\text{Aのウエイト}}{\text{総合のウエイト}} \\ &= \text{Aの前年同月比} \times \text{Aの前年同月指数の比率} \times \text{Aのウエイトの比率} \\ &\quad \text{①} \qquad \qquad \qquad \text{②} \qquad \qquad \qquad \text{③} \end{aligned}$$

(1) 指数を100にリセットする影響

指数の基準時を平成17年から平成22年に変更することに伴い、前年同月指数の比率(②)の分母・分子がともに100に戻り（リセットされる）、総合指数の前年同月比に対する寄与度（影響度）が変わることによる影響。

(2) ウェイトを変更する影響

平成22年の家計の消費構造に合わせてウェイトを変更することに伴い、総合に対するウェイトの比率(③)が変化することによる影響。

(3) その他の影響

ア モデル式の改定による影響

モデル式の改定に伴い、前年同別比などが変化することによる影響。

イ 品目の追加・廃止による影響

品目の追加又は廃止に伴い、前年同月比などが変化することによる影響。

なお、今回の基準改定においては、廃止品目及び追加品目の総合指数の前年同月比に対する寄与度（平成23年6月・トータルで-0.02程度）は小さく、影響はほとんど見られない。

今回の基準改定において、新旧指数の前年同別比の差（-0.6）に影響を及ぼした主な品目（平成23年6月・全国総合指数の前年同月比）は表3のとおりである。

表3 新旧指数の前年同月比の差（-0.6）に影響を及ぼした主な品目（平成23年6月・全国総合指数の前年同月比）

[テレビ]

	①前年同月比 (%)	②前年同月指数 の比率	③ウエイト (万分比)	⇒	寄与度
新基準	-33.7	107.8/100.1 = 1.077	97	⇒	-0.35
旧基準	-34.0	24.1/99.7 = 0.242	37	⇒	-0.03
		↓ 旧基準の約4倍 (指数のリセット)	↓ 旧基準の 約3倍	⇒	↓ 下落の寄与度が拡大 寄与度の差-0.32

〔たばこ（国産品）〕

	①前年同月比 (%)	②前年同月指数の比率	③ウエイト (万分比)		寄与度
新基準	39.2	$91.1/100.1 = 0.910$	32	⇒	0.11
旧基準	39.0	$109.4/99.7 = 1.097$	48	⇒	0.20
		↓ 旧基準の約 0.8 倍 (指数のリセット)	↓ 旧基準の約 0.7 倍	⇒	↓ 上昇の寄与度が縮小 寄与度の差-0.09

〔ビデオレコーダー〕

	①前年同月比 (%)	②前年同月指数の比率	③ウエイト (万分比)		寄与度
新基準	-39.1	$103.2/100.1 = 1.031$	13	⇒	-0.05
旧基準	-38.8	$30.9/99.7 = 0.310$	10	⇒	-0.01
		↓ 旧基準の約 3 倍 (指数のリセット)	↓ 旧基準の約 1.3 倍	⇒	↓ 下落の寄与度が拡大 寄与度の差-0.04

〔パソコン（ノート型）〕

	①前年同月比 (%)	②前年同月指数の比率	③ウエイト (万分比)		寄与度
新基準	-20.3	$99.4/100.1 = 0.993$	20	⇒	-0.041
旧基準	-20.2	$12.4/99.7 = 0.124$	21	⇒	-0.005
		↓ 旧基準の約 8 倍 (指数のリセット)		⇒	↓ 下落の寄与度が拡大 寄与度の差-0.035

〔灯油〕

	①前年同月比 (%)	②前年同月指数の比率	③ウエイト (万分比)		寄与度
新基準	18.9	$103.7/100.1 = 1.036$	50	⇒	0.10
旧基準	18.4	$129.3/99.7 = 1.297$	53	⇒	0.13
		↓ 旧基準の約 0.8 倍 (指数のリセット)		⇒	↓ 上昇の寄与度が縮小 寄与度の差-0.03

(注) 前年同月比は月によって変動する。

類	前年同月比 (22年基準) (%)							
	23年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
テレビ	-26.3	-29.4	-31.8	-40.1	-37.0	-33.7	-29.7	-26.4
たばこ (国産品)	39.2	39.2	39.2	39.2	39.2	39.2	39.2	39.2
ビデオレコーダー	-42.3	-45.3	-46.5	-45.9	-35.8	-39.1	-40.7	-38.0
パソコン (ノート型)	-22.1	-22.2	-22.4	-24.2	-24.3	-20.3	-26.0	-26.7
灯油	18.5	17.5	24.1	26.1	20.2	18.9	18.7	19.1

〔携帯電話機〕モデル式の改定

旧基準は大手1社の電話機の価格のみで指数を作成していたが、新基準は大手3社の電話機の価格を用いて指数を作成した。

	①前年同月比 (%)	②前年同月指数の比率	③ウェイト (万分比)	⇒	寄与度
新基準	-9.6	101.7/100.1 = 1.016	54	⇒	-0.05
旧基準	-23.8	104.6/99.7 = 1.049	4	⇒	-0.01

↓ 旧基準の約0.4倍
 ↓ 旧基準の約14倍
 ⇒ 下落の寄与度が拡大 寄与度の差 -0.04

〔外国パック旅行〕モデル式の改定

最新の観光データに基づき、旅行先及び旅行先別構成比を見直した。

	①前年同月比 (%)	②前年同月指数の比率	③ウェイト (万分比)	⇒	寄与度
新基準	16.7	94.8/100.1 = 0.947	52	⇒	0.08
旧基準	9.7	106.9/99.7 = 1.072	51	⇒	0.05

↓ 旧基準の約1.7倍
 ↓ 旧基準の約0.9倍 (指数のリセット)
 ⇒ 上昇の寄与度が拡大 寄与度の差 0.03

〔持家の帰属家賃〕モデル式の改定

世帯が転出して空き家になった場合に、次の入居があるまでの間、前月の家賃を当月のものとして継続する「保合（もちあい）」処理を新たに導入した⁸。

	①前年同月比 (%)	②前年同月指数の比率	③ウェイト (万分比)	⇒	寄与度
新基準	-0.2	100.0/100.1 = 0.999	1558	⇒	-0.03
旧基準	-0.3	99.1/99.7 = 0.994	1422	⇒	-0.04

↓ 旧基準の約0.7倍
 ↓ 旧基準の約1.1倍
 ⇒ 下落の寄与度が縮小 寄与度の差 0.02

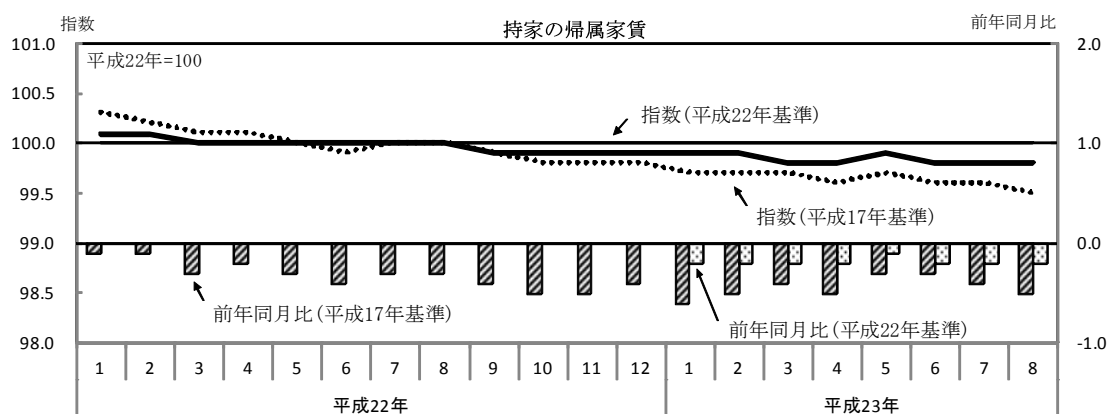
〔注〕前年同月比は月によって変動する。

類	前年同月比 (22年基準) (%)							
	23年1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
携帯電話機	-12.6	-9.4	-4.9	-4.6	-2.9	-9.6	-1.8	-2.4
外国パック旅行	21.0	20.4	12.3	16.0	12.6	16.7	19.4	17.3
持家の帰属家賃	-0.2	-0.2	-0.2	-0.2	-0.1	-0.2	-0.2	-0.2

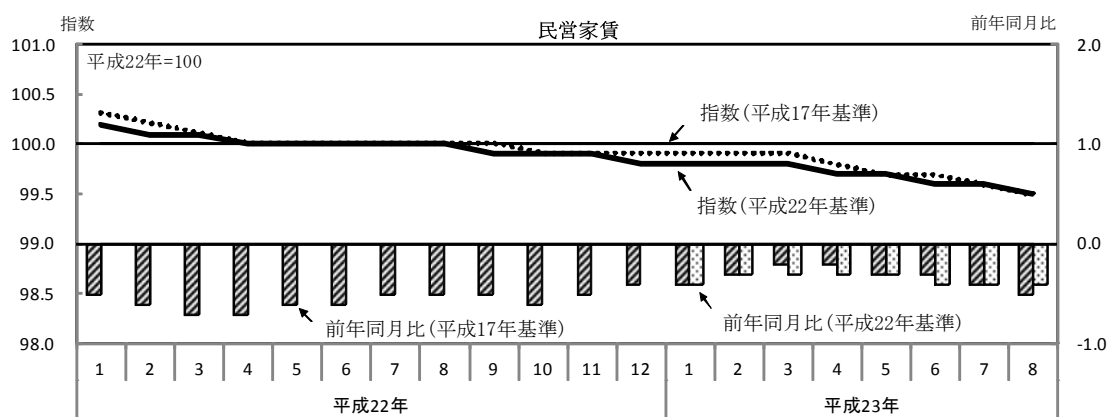
⁸ 新旧基準の家賃指数の動きについては図2参照。

図 2 家賃指数と前年同月比の動き (全国)

[持家の帰属家賃]



[民営家賃]



別添1 平成22年基準において改定した指数品目

追加品目（28品目）・廃止品目（22品目、沖縄県のみで調査していた3品目を含む。）

10大費目	追加品目	廃止品目
食料	いくら	ブレンド米
	しょうが	丸干しいわし
	ドレッシング	福神漬
	パスタソース	せんべい（小麦粉） ³
	やきとり	はまだい ⁴
	焼き魚	たかさご ⁴
	きんぴら	みそ汁 ⁴
	フライドチキン	
家具・家事用品	フライパン	やかん
	マット	レンジ台
被服及び履物	背広服（夏物，普通品） ¹	女兒スカート（冬物） ⁵
	背広服（冬物，普通品） ¹	運動靴（子供用） ⁶
	婦人スーツ（春夏物，普通品） ¹	草履
	婦人スーツ（秋冬物，普通品） ¹	
	スリッパ	
保健医療	紙おむつ（大人用） ²	
	予防接種料	
交通・通信	高速バス代	普通運賃（JR，新幹線） ⁷
	E T C車載器	速達
	洗車代	書留 小包
教養娯楽	電子辞書	ステレオセット
	ゲームソフト	テレビ修理代
	ペット美容院代	アルバム
	園芸用肥料	サッカーボール
	メモリーカード	フィルム
	演劇観覧料	
音楽ダウンロード料		
諸雑費	洗顔料	腕時計修理代

1 平成17年基準では中級品のみで調査していたが、平成22年基準では、それぞれ普通品を追加した。

2 平成17年基準では乳幼児用のみ調査していたが、平成22年基準では、大人用を追加した。

3 平成17年基準では「せんべい（うるち米粉）」と2品目を調査していたが、平成22年基準では、うるち米粉の「せんべい」1品目のみに変更した。

4 沖縄県のみで調査する品目

5 平成17年基準では「女兒スカート（夏物）」と2品目を調査していたが、平成22年基準では、「女兒スカート」1品目のみに変更した。

6 平成17年基準では「運動靴（大人用）」と2品目を調査していたが、平成22年基準では、「運動靴」1品目のみに変更した。

7 平成17年基準では「普通運賃（JR，在来線）」と2品目を調査していたが、平成22年基準では、在来線の「普通運賃（JR）」1品目のみに変更した。

統合品目 (15品目→4品目)

10大費目	旧(変更前)	新(変更後)
住居	民営家賃(木造小住宅)	民営家賃
	民営家賃(木造中住宅)	
	民営家賃(非木造小住宅)	
	民営家賃(非木造中住宅)	
	持家の帰属家賃(木造小住宅)	持家の帰属家賃
	持家の帰属家賃(木造中住宅)	
	持家の帰属家賃(非木造小住宅)	
	持家の帰属家賃(非木造中住宅)	
保健医療	出産入院料(国立)	出産入院料
	出産入院料(公立)	
教養娯楽	少年誌	月刊誌
	趣味教養誌	
	生活情報誌	
	パソコン誌	
	女性誌	

名称変更品目 (42品目)

10大費目	旧(変更前)	新(変更後)
食料	かんしょ	さつまいも
	ばれいしょ	じゃがいも
	乾燥スープ	即席スープ
	せんべい(うるち米粉)	せんべい
	キャンデー	あめ
	弁当(すし)	すし(弁当)
	弁当(すし以外)	弁当
	カツレツ	豚カツ
	ぶどう酒	ワイン
	ぶどう酒(輸入品)	ワイン(輸入品)
	うどん(外食)	うどん
	すし(回転ずし)	すしA
	すし(回転ずし以外)	すしB
	えびフライ	フライ
	コーヒー(外食)	コーヒー
住居	浴槽	システムバス
家具・家事用品	蛍光灯	電球・蛍光灯
	芳香剤	芳香消臭剤
	粗大ごみ処理手数料	リサイクル料金
被服及び履物	背広服(夏物)	背広服(夏物, 中級品)
	背広服(冬物)	背広服(冬物, 中級品)

	男子学校制服	男子学生服
	婦人スーツ（春夏物）	婦人スーツ（春夏物，中級品）
	婦人スーツ（秋冬物）	婦人スーツ（秋冬物，中級品）
	女子学校制服	女子学生服
	女兒スカート（夏物）	女兒スカート
	男子ブリーフ	男子パンツ
	スリッパ	ランジェリー
	運動靴（大人用）	運動靴
保 健 医 療	紙おむつ	紙おむつ（乳幼児用）
交 通 ・ 通 信	普通運賃（JR，在来線）	普通運賃（JR）
	バス代	一般路線バス代
	移動電話通信料	携帯電話通信料
	移動電話機	携帯電話機
教 養 娛 楽	テレビ（薄型）	テレビ
	携帯オーディオ機器	携帯型オーディオプレーヤー
	DVDレコーダー	ビデオレコーダー
	パソコン用プリンタ	プリンタ
	録画用DVD	記録型ディスク
	DVDソフト	ビデオソフト
諸 雑 費	温泉・銭湯入浴料	入浴料
	ヘアリンス	ヘアコンディショナー

調査期間変更品目（14品目）

平成17年基準	平成22年基準	旧（変更前）	新（変更後）
背広服（夏物）	背広服（夏物，中級品）	4～9月	3～8月
背広服（冬物）	背広服（冬物，中級品）	1～3月，9～12月	1～2月，9～12月
男子上着		1～3月，9～12月	1～2月，10～12月
男子ズボン（夏物）		4～9月	3～8月
男子ズボン（冬物）		1～4月，9～12月	1～2月，9～12月
男子コート		1～2月，11～12月	1月，11～12月
婦人上着		1～4月，9～12月	1～3月，9～12月
婦人コート		1～2月，11～12月	1月，11～12月
女兒スカート（夏物）	女兒スカート	3～9月	通年
ブラウス（長袖）		1～5月，9～12月	1～3月，9～12月
ブラウス（半袖）		5～9月	4～8月
学習机		1～3月	1～2月，12月
筆入れ		通年	1～2月，12月
通学用かばん		1～3月	1～2月，12月

別添 2 世帯主 60 歳以上の無職世帯の指数の動き

新基準の世帯属性別指数に、新たに「世帯主60歳以上の無職世帯」の支出構成に基づく指数⁹を追加した。

公表系列である二人以上世帯と世帯主60歳以上の無職世帯の指数の動きを比較すると、総合指数、生鮮食品を除く総合指数などでは大きな差は見られないが、平成22年3月以前と22年4月以降ではやや違いが見られる。これは、平成22年4月に公立高等学校の授業料無償化・高等学校等就学支援金制度が導入されたことにより、教育のうち授業料等の指数が下落したことによる。つまり、二人以上世帯の授業料等のウエイトは世帯主60歳以上の無職世帯より大きいため、下落の影響がより大きくなり、両指数の総合指数の前月比に差が出たと考えられる（図1、図2、表1参照）。

10大費目や中分類指数では、保健医療のうち、医薬品・健康保持用摂取品のウエイトが世帯主60歳以上の無職世帯のほうが大きいことから、サプリメントなどの価格変動により、平成23年3月及び5月の保健医療の指数の動きにやや違いが見られる（表2参照）。

図1 世帯主60歳以上無職世帯の指数の動き（全国・総合）

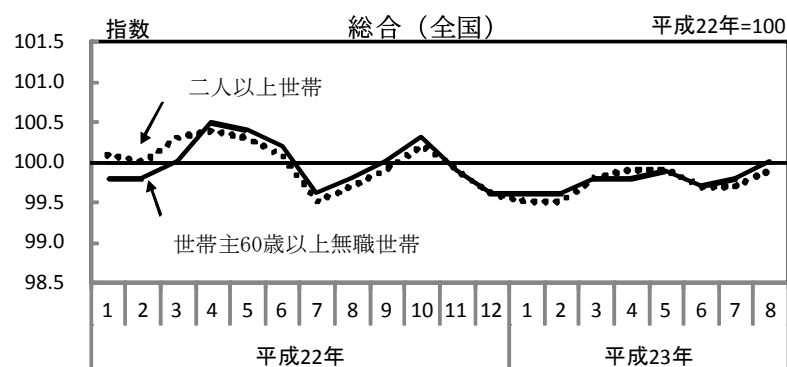
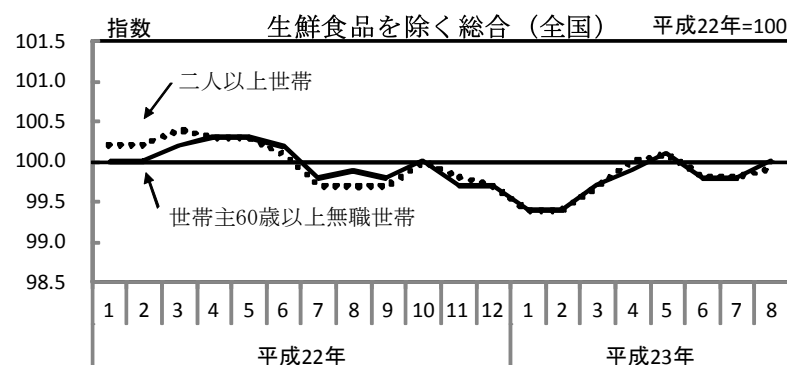


図2 世帯主 60 歳以上無職世帯の指数の動き（全国・生鮮食品を除く総合）



⁹ 世帯主 60 歳以上無職世帯指数は、価格は二人以上世帯などの他の系列と同じ値を用い、ウエイトは家計調査の世帯属性別の品目別支出金額の違いに基づいて作成した値を用いて計算する。

表 1 10 大費目別変化率・寄与度（平成 22 年 4 月・全国・世帯主 60 歳以上無職世帯指数）¹⁰

類	二人以上世帯			世帯主60歳以上無職世帯		
	ウエイト (万分比)	前月比 (%)	寄与度 (前月比)	ウエイト (万分比)	前月比 (%)	寄与度 (前月比)
総合	10000	0.0		10000	0.4	
食料	2525	0.7	0.17	2689	0.8	0.24
生鮮野菜	175	13.8	0.23	221	13.8	0.29
住居	2122	0.0	0.00	2491	0.0	-0.02
光熱・水道	704	-0.4	-0.03	764	-0.3	-0.02
家具・家事用品	345	0.2	0.01	373	0.4	0.01
被服及び履物	405	2.5	0.10	296	3.1	0.09
保健医療	428	0.2	0.01	567	0.3	0.02
交通・通信	1421	0.2	0.03	1160	0.3	0.03
教育	334	-8.4	-0.30	13	-8.7	-0.01
授業料等	228	-12.0	-0.30	9	-11.6	-0.01
教養娯楽	1145	0.5	0.06	1152	0.8	0.08
諸雑費	569	0.0	0.00	496	0.0	0.00

表 2 保健医療の変化率・寄与度（平成 23 年 3 月・平成 23 年 5 月・全国）

二人以上世帯					
類	ウエイト (万分比)	3 月		5 月	
		前月比 (%)	寄与度 (前月比)	前月比 (%)	寄与度 (前月比)
保健医療	428	-0.4	-0.02	0.9	0.04
医薬品・健康保持用摂取品	129	-1.5	-0.02	2.7	0.03
保健医療用品・器具	77	0.3	0.00	0.7	0.01
保健医療サービス	222	0.0	0.00	0.0	0.00
世帯主60歳以上無職世帯					
類	ウエイト (万分比)	3 月		5 月	
		前月比 (%)	寄与度 (前月比)	前月比 (%)	寄与度 (前月比)
保健医療	567	-0.5	-0.03	1.2	0.07
医薬品・健康保持用摂取品	179	-1.8	-0.03	2.9	0.05
保健医療用品・器具	77	0.1	0.00	2.1	0.02
保健医療サービス	311	0.0	0.00	0.0	0.00

¹⁰ 変化率（二人以上世帯、世帯主 60 歳以上無職世帯）、寄与度（二人以上世帯）は端数処理前の指数値を用いているため、公表された指数値を用いて計算した値とは一致しない場合がある。